

# 免許申請等に係る様式見直し①

電子申請と書面申請との親和性を高め、電子申請の推進を図るため様式を次のとおり整備する。

**[様式見直しに係る主な区分]**

- 1 書面申請の申請項目の配置を見直すため様式を変更する。
- 2 これまで様式が定まっていなかった申請や廃止届等の様式を定める。
- 3 類似の申請行為の様式はできるだけ統合化する。(例：免許申請書・3様式から1様式)
- 4 その他規定の整理(様式番号について、類似の申請行為毎に整理等)

**無線局免許手続規則(55様式(配置見直し16様式、新規16様式、統合化5様式、配置見直し・統合化2様式、新規・統合化1様式、その他整理15様式))**

<b>一号</b>	免許、登録、再免許、再登録の申請の様式	<b>七号</b>	廃止届
<b>二号</b>	事項書、工事設計書の様式	<b>八号</b>	特定基地局開設計画申請、開設計画
<b>三号</b>	工事落成延長申請、工事落成・工事完了届、開始届	<b>九号</b>	高周波利用設備
<b>四号</b>	変更申請	<b>十号</b>	高周波許可状
<b>五号</b>	承継関係	<b>十一号</b>	外国無線局運用許可申請
<b>六号</b>	免許状、登録状、免許状等再交付、免許状等訂正	<b>十二号</b>	承継関係無線局の運用特例届

主な区分	改正概要	改正前の「旧様式」		改正後の「新様式」(H31.1.1～)		参照条文
		《申請書関係:8様式》		《申請書関係:4様式》		
3	免許・再免許様式を一本化	免許(PA・AT)	一号	<b>免許・再免許</b>	<b>一号</b>	免則3条、第16条第2項
		免許(PA・AT除く)・再免許(AT等除く)	一号の二			
		再免許(AT等)	一号の二の二			
4	—	特定無線局の免許・再免許	一号の三	<b>特定無線局の免許・再免許</b>	<b>一号の二</b>	免則20条の5第2項、20条の8第2項
3	個別登録で整理	登録	一号の四	<b>登録・再登録</b>	<b>一号の三</b>	免則25条の10第1項
		再登録	一号の五			免則25条の14第2項
3	包括登録で整理	包括登録	一号の四	<b>包括登録・包括再登録</b>	<b>一号の四</b>	免則25条の17第1項
		包括再登録	一号の五			免則25条の19第2項

# 免許申請等に係る様式見直し②

主な区分	改正概要	改正前の「旧様式」		改正後の「新様式」(H31.1.1～)		参照条文
		《事項書関係:6様式》		《事項書関係:5様式》		
1	—	基幹放送局	二第1	基幹放送局	二第1	免則4条、12条
1	—	固定局等	二第2	固定局等	二第2	免則4条、12条
1	—	船舶局等	二第3	船舶局等	二第3	免則4条、12条
1	—	航空機局等	二第4	航空機局等	二第4	免則4条、12条
1、3	人工衛星関係を統合	衛星基幹放送局等	二第5	衛星基幹放送局等	二第5	免則4条、12条
		人工衛星局等	二第6			
		《工事設計書関係:8様式》		《工事設計書関係:8様式》		
1	—	基幹放送局	二第1	基幹放送局	二第1	免則4条、12条
1	—	基地局等	二第2	基地局等	二第2	免則4条、12条
1	—	固定局	二第3	固定局	二第3	免則4条、12条
1	—	航空局等	二第4	航空局等	二第4	免則4条、12条
1	—	地球局等	二第5	地球局等	二第5	免則4条、12条
1	—	船舶局	二第6	船舶局	二第6	免則4条、12条
1	—	航空機局	二第7	航空機局	二第7	免則4条、12条
1	—	人工衛星局等	二第8	人工衛星局等	二第8	免則4条、12条
		《事項書・工事設計書等:6様式》		《事項書・工事設計書等:5様式》		
1、3	パーソナル無線の廃止に伴う統合	陸上移動局等	三第1	陸上移動局等	三第1	免則4条、12条
		PA	三第2			
1	—	特定船舶局等	三第3	特定船舶局等	三第2	免則4条、12条
1	—	AT	三第4	AT	三第3	免則4条、12条
1	—	特定無線局	四	特定無線局	四	免則20条の6、20条の9、25条の2
1	—	登録局	五	登録局	五	免則25条の10第3項、25条の17第3項

# 免許申請等に係る様式見直し③

主な区分	改正概要	改正前の「旧様式」		改正後の「新様式」(H31.1.1～)		参照条文
		《その他:22様式》		《その他:33様式》		
2	新たに様式を整備	—		工事落成期限延長申請書	三号	免則11条第2項
2	新たに様式を整備	—		工事落成・工事完了届	三号の二	免則13条第2項、25条第5項
2	新たに様式を整備	—		特定無線局運用開始期限延長申請書	三号の三	免則23条の2第2項
2	新たに様式を整備	—		運用開始届、休止届	三号の四	免則24条第3項
4		包括免許開設・変更届	五号の五の二	包括免許開設・変更届	三号の五	免則24条の2第2項
4		包括免許開設・変更届	五号の五の三	包括免許開設・変更届	三号の六	免則24条の2第2項
4		包括登録開設届	五号の十一	包括登録開設届	三号の七	免則25条の23第3項
2	新たに様式を整備	—		変更申請書	四号	免則12条第2項、25条第1項
2	新たに様式を整備	—		包括免許変更申請書	四号の二	免則25条の2第1項、25条の2第2項
2	新たに様式を整備	—		登録局変更登録申請書	四号の三	免則25条の25第3項
2	新たに様式を整備	—		免許相続届 免許承継申請書	五号	免則20条の2第2項
3	免許承継を一本化	免許承継申請書	三号			免則20条の3第3項
3	—	免許承継申請書	四号			免則20条の3の2第3項
3	—	免許承継申請書	四号の二			免則20条の3の3第2項
2	新たに様式を整備	—		認定計画相続届出 認定計画承継申請	五号の二	免則25条の8(準用20条の2)
3	認定計画承継を一本化	認定計画承継申請	五号の八			免則25条の8(準用20条の3)
		認定計画承継申請	五号の九			免則25条の8(準用20条の3の2)
2	新たに様式を整備	—		登録局承継届出書	五号の三	免則25条の15第2項

# 免許申請等に係る様式見直し④

主な区分	改正概要	改正前の「旧様式」		改正後の「新様式」(H31.1.1～)		参照条文
4	—	免許状(基幹放送局)	五号	免許状(基幹放送局)	六号	免則21条第1項
3	—	免許状(基幹放送局、PA、AT以外)	五号の二	免許状(基幹放送局、AT以外)	六号の二	免則21条第1項
3	—	免許状(PA)	五号の三			
4	—	免許状(AT)	五号の四	免許状(AT)	六号の三	免則21条第1項
4	—	免許状(包括)	五号の五	免許状(包括)	六号の四	免則21条の2
2	新たに様式を整備			免許状訂正申請書	六号の五	免則22条第2項
4	—	登録状	五号の十	登録状	六号の六	免則25条の21第2項
2	新たに様式を整備	—		登録状訂正申請書	六号の七	免則25条の22第2項
2	新たに様式を整備	—		免許状・登録状再交付	六号の八	免則23条第2項、25条の22の2第2項
2	新たに様式を整備	—		廃止届	七号	免則24条の3第2項
2	新たに様式を整備	—		特定無線局廃止届	七号の二	免則24条の4第2項
2	新たに様式を整備	—		登録局廃止届出書	七号の三	免則25条の24第2項
4	—	特定基地局開設計画認定申請	五号の六	特定基地局開設計画認定申請	八号	免則25条の4第3項
4	—	特定基地局開設計画	五号の七	特定基地局開設計画	八号の二	免則25条の4第3項
1	—	無線設備等保守規程認定申請	五号の十二	無線設備等保守規程認定申請	八号の三	免則25条の26
1	—	無線設備等保守規程変更申請・届出	五号の十三	無線設備等保守規程変更申請・届出	八号の四	免則25条の27、25条の28
1	—	無線設備等保守規程認定書	五号の十四	無線設備等保守規程認定書	八号の五	免則25条の29
1	—	無線設備等保守規程廃止届出	五号の十五	無線設備等保守規程廃止届出	八号の六	免則25条の31

# 免許申請等に係る様式見直し⑤

主な区分	改正概要	改正前の「旧様式」		改正後の「新様式」(H31.1.1～)		参照条文
4	—	高周波許可申請	六号第1	高周波許可申請	九号第1	免則26条第2項
4	—	高周波許可申請添付書類	六号第2	高周波許可に係る添付書類	九号第2	免則26条第2項、29条第1項
4	—	高周波許可申請添付書類	六号第3	高周波許可に係る添付書類	九号第3	免則26条第2項、29条第1項
4	—	高周波許可状	七号	高周波許可状	十号	免則27条第1項
4	—	外国無線局運用許可申請	八号	外国無線局運用許可申請	十一号	免則31条第4項
2	新たに様式を整備	—		外国無線局運用許可申請書の添付書類の様式	十一号の二	免則31条第4項
4	—	無線局の運用特例届	九号	無線局の運用特例届	十二号	免則第31条の3第3項、31条の4、31条の5

## 電波法施行規則（新規4様式、その他整理1様式）

主な区分	改正概要	改正前の「旧様式」		改正後の「新様式」(H31.1.1～)		参照条文
4	注の修正	点検実施報告書	五号の三	点検実施報告書	五号の三	施則41条の6
2	新たに様式を整備	—		記載事項変更届出書	五号の四	施則43条第5項
2	新たに様式を整備	—		基幹放送局事業計画変更届出書	五号の五	施則43条の2第3項
2	新たに様式を整備	—		基幹放送局事業収支結果報告書	五号の六	施則43条の2第3項
2	新たに様式を整備	—		非常局の機能試験免除申請書	五号の七	施則43条の3第1項

## 登録検査等事業者等規則（その他整理1様式）

主な区分	改正概要	改正前の「旧様式」		改正後の「新様式」(H31.1.1～)		参照条文
4	注の修正等	点検結果通知書	八号	点検結果通知書	八号	事業者規則第21条

※ 施則：電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）  
 免則：無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）  
 事業者規則：登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）